

江南市マスコットキャラクター使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、江南市マスコットキャラクター「藤花ちゃん」(以下「キャラクター」という。)を使用する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(キャラクターの使用)

第2条 何人も営利を目的としない個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内においてキャラクターを使用する場合は、自由に使用することができる。

2 前項に規定する場合を除きキャラクターを使用するときは、あらかじめ市長の承認を受けるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 江南市及び市職員が業務に関し使用する場合
- (2) 学校等の教育機関が教育等の目的で使用する場合
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (4) その他、市長が適当と認めた場合

(使用の承認申請)

第3条 前条第2項の承認を受けようとする場合は、江南市マスコットキャラクター「藤花ちゃん」使用承認申請書(様式第1)に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

(使用承認)

第4条 市長は、前条に規定する申請書の提出があった場合は、その内容について審査し、適当と認めるときには江南市マスコットキャラクター「藤花ちゃん」使用承認通知書(様式第2)により通知するものとする。

2 市長は使用承認に際し、必要な条件を付することができる。

(使用の不承認)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、キャラクターの使用の承認をしないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められる場合
- (2) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用、又はそのおそれがあると認められる場合

- (3) 不当な利益を得るために使用すると認められる場合
 - (4) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用のおそれがあると認められる場合
 - (5) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められる場合
 - (6) その他市長が使用について不相当であると認めた場合
- 2 前項の規定によりキャラクターの使用を承認しない場合は江南市マスコットキャラクター「藤花ちゃん」使用不承認通知書（様式第3）により通知するものとする。

（使用者の遵守事項）

第6条 キャラクターの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用に際しては次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 指示された色、形状、形式等に沿って正しく使用すること。
- (2) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用すること。
- (3) 商品等の完成後については速やかに市長に提出すること。ただし、商品等の提出が困難である場合については、その形状のわかる写真の提出をもって、商品等の提出に代えることができる。

（使用承認期間）

第7条 使用の承認期間は、1年を超えることができないものとする。ただし、使用承認期間の更新をする場合においては、3年間を限度に延長することができるものとする。

（使用料）

第8条 使用料については徴収しない。

（申請内容の変更）

第9条 使用者が、申請内容を変更しようとする場合は、あらかじめ江南市マスコットキャラクター「藤花ちゃん」使用変更承認申請書（様式第4）を市長に提出し、承認を受けるものとする。

- 2 市長は、前項の規定に基づき、承認することが適当と認めた場合は、江南市マスコットキャラクター「藤花ちゃん」使用変更承認通知書（様式第5）により通知するものとする。

（使用承認の取消）

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、キャラクターの使用の承認を取り消すものとする。

- (1) 第5条第1項又は第6条の規定に違反していると認めた場合
 - (2) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けた場合
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認めた場合
- 2 市長は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、使用者に対し江南市マスコットキャラクター「藤花ちゃん」使用承認取消通知書（様式第6）により通知するものとする。
- 3 第1項の規定により使用承認を取り消された者は、使用物件を使用してはならない。

(差止請求等)

第11条 市長は、キャラクターの著作権を侵害又は侵害するおそれがある場合において必要と認めるときは、著作権法第112条に規定する差止請求その他必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第12条 第10条第1項各号及び前条に該当する場合等において、これにより市に損害が生じたときは、その損害の賠償を請求するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行前にした使用承認申請、使用承認した行為は、この要綱の規定によってなされたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。